

法人の場合は、社会保険加入は必要？

法人の場合は社会保険・厚生年金・労働保険（労災保険・雇用保険）加入が必要です。

加入にかかった保険料は払ってもらえるの？

国は事業主が新たに負担する保険料部分（法定福利費）について、工事請求額と別枠で請求すれば、上位業者は支払わなければならないとしています。支払わない場合は建設業法 19 条 3 に抵触する可能性を指摘しています。組合ではダンプ版請求書モデルを用意しています。

国土交通省HPより

下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で、建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

請求書			
2017年4月分			
請求先	〇〇株式会社 殿	住所	(有)〇〇建材
		振込先	
合計	¥116,061		
2017/4/30			
月日	(上段:内容、下段:項目)	単価	小計
4/10	10t常用、横浜→三井埠頭、4回		
	ダンプ経費 (燃料代・ダンプ損料・タイ)	22000	¥22,000
	労務費 (1日)	12000	¥12,000
4/11	10t常用、横浜→三井埠頭、4回		
	ダンプ経費 (燃料代・ダンプ損料・タイ)	22000	¥22,000
	労務費 (1日)	12000	¥12,000
4/14	10t常用、横浜→三井埠頭、4回		
	ダンプ経費 (燃料代・ダンプ損料・タイ)	22000	¥22,000
	労務費 (1日)	12000	¥12,000
	小計		¥102,000
	4/10~4/14法定福利費事業主負担額 (15.181%)		
	雇用保険料	法定料=36000×0.3%	¥108
	健康保険料	法定料=36000×9.93%×1/2	¥1,787
	介護保険料	法定料=36000×1.65%×1/2	¥297
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	法定料=36000×18.182%×1/2	¥3,272
	小計		¥5,464
	消費税		¥5,597
合計			¥116,061